

指定通所介護事業所サンホームみやこ管理運営規程

(介護予防・日常生活総合支援事業、通所型サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人若竹会が設置する指定通所介護事業所サンホームみやこ(以下「事業所」という。)において実施する宮古市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業(通所型サービス)(以下、「通所型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明し、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 指定通所介護事業所サンホームみやこ
- (2) 所在地 宮古市崎鍬ヶ崎第4地割1番地20

(職員の区分及び定数)

第4条 職員の区分及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 所長(管理者) 1人
- (2) 生活相談員 2人以上
- (3) 看護師・准看護師 2人以上
- (4) 介護福祉士・介護士 4人以上
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
- (6) 栄養士(兼務) 1人以上
- (7) 調理員 5名(他事業所兼務)

- (8) 事務員(兼務) 1 人

(職員の職務)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長(管理者)

所長は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 生活相談員

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、地域包括支援センター等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 看護師・准看護師

健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護福祉士及び介護士

サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員

日常生活に必要な機能の減退防止の訓練を行う。

- (6) 栄養士

食事サービス提供にあたり、栄養管理、調理指導等を行う。

- (7) 調理員

食事サービス提供にあたり、調理業務等を行う。

- (8) 事務員(兼務)

必要な事務処理を行う。

- (9) 上記各号に掲げる職種において、利用者の送迎業務にあたる者は、交通法令を遵守し安全運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| (1) 営業日 | 1 月 2 日から 12 月 30 日(日曜日を除く) |
| (2) 営業時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分 |
| (3) サービス提供時間 | 午前 9 時 30 分から午後 3 時 45 分 |
| (4) 電話等でも、24 時間常時連絡が可能な体制とする。 | |

(利用者の定員)

第7条 1 日にサービスを提供する定員は 30 人とする。

(サービスの内容)

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ① 排泄の介助
- ② 移動の介助
- ③ 養護(休養)
- ④ その他必要な身体の介助

(2) 健康状態の確認

(3) 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② レクリエーション
- ③ グループワーク
- ④ 行事的活動
- ⑤ 体操
- ⑥ 趣味活動等

(4) 障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。

(5) 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ① 入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- ② 介助の種類(必要に応じて行う)
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ① 準備、後始末の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助
- ④ 調理

(7) 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ② 福祉用具の利用法の相談、助言
- ③ 家族介護教室の開催
- ④ その他必要な相談、助言

(通所介護計画の作成等)

第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの利用料)

第10条 サービスを提供した場合の利用料は宮古市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額とし、利用者負担額は介護保険負担割合証の負担率を乗じた額とする。利用者負担額について利用者負担の軽減、公費負担がある場合は、その負担率を乗じた額とする。

- 2 次の各号に掲げるものについては、別に定める利用料金の支払いを受けるものとする。なお、利用者負担の軽減がある場合は、食事費用についてその負担率を乗じた額とする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 利用者に提供した食事費用 1食につき | 620 円 |
| (2) 利用者に提供したおやつ費用 1食につき | 30 円 |
| (3) 利用者が希望する特別なレク活動に係る材料費 | 実費 |

- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 4 利用料の支払いは、現金、口座振込または自動振替等により、指定期日までに受ける。

(通常の事業実施地域)

第11条 通常の事業実施地域は、宮古市の区域とする。ただし、旧新里村、旧川井村を除く。

(サービス提供記録の記載)

第12条 サービスを提供した際には、その提供日・内容、及び利用者に代わって支払いを受ける宮古市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第15条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 職員は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生に十分留意するものとする。

2 職員は、感染症若しくは食中毒が発生またはまん延しないよう努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万が一感染症等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

3 職員は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応等)

第17条 職員は、介護事故等の発生または再発防止に努めるとともに、施設内において委員会を組織し、万一介護事故等が発生した場合は施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。

2 職員は、介護事故予防等に関する知識の習得に努めるものとする。

(非常災害対策)

第18条 サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、施設で定めた業務マニュアル等により必要な措置を講ずる。また、所長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束の禁止)

第19条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 介護職員等の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等の必要な記録及び帳簿を整備する。
- 3 利用者は、当該サービスを利用する際は、職員の指示に従わなければならない。
- 4 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第6条(1)営業日「1月1日から12月31日(年中無休)」を「1月2日から12月30日(日曜日を除く)」に改正する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第6条(3)サービス提供時間「午前9時30分から午後4時00分」を「午前9時30分から午後3時45分」に改正する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第19条を繰り下げ、第19条に次の条文を加える。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(7)調理員の定数を「1人以上」から「(委託)」に改める。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第10条第2項に、「(2)利用者に提供したおやつ費用 1食につき30円」を加え、以下の号を繰り下げる。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第4条(7)調理員の定数を「(委託)」から「5名(他事業所兼務)」に改める。
- 2 第10条4項の条文中の「現金または銀行口座振込等により」を「現金、口座振込または自動振替等により」に改める。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第19条「身体拘束の禁止」に係る条項を加える。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。